

同時発表 国土交通省自動車局、福岡運輸支局、大分運輸支局

平成29年7月7日

自動車検査証の有効期間の伸長について

～6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第3号の被害を受けて～

6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第3号の被害に伴い、福岡県及び大分県の一部地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が7月5日から8月4日までの車両について、8月5日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

*福岡県朝倉市、福岡県朝倉郡東峰村、福岡県田川郡添田町、大分県日田市、大分県中津市

1. 6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び台風第3号の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、当面、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。

このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

なお、当該公示により有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時まで契約すればよいこととなります。

○対象車両

福岡県及び大分県の一部地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が7月5日から8月4日までのもの

○措置内容

自動車検査証の有効期間を8月5日まで伸長

2. なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加を検討してまいります。

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局自動車技術安全部技術課

担当：小宮、姉川

電話092-472-2539

FAX092-472-2916



九州運輸局

(参考1) 道路運送車両法

(昭和26年6月1日 法律第185号) (抜粋)

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 最近の延伸例

- 平成28年4月の熊本地震に伴い熊本県全域及び大分県の一部に使用の本拠を有する車両について最大3ヶ月伸長
- 平成27年6月の口永良部島の噴火に伴い同島に使用の本拠を有する車両について2ヶ月伸長
- 平成25年10月の台風26号の被害に伴い東京都大島町に使用の本拠を有する車両について14日伸長

(参考3) 九州運輸局福岡運輸支局長の公示

九州運輸局大分運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有し、第62条に規定する継続検査を受検できない自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成29年7月5日から同年8月4日までのものは、平成29年8月5日をもって満了するものとする。

記

朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町

平成29年7月7日

九州運輸局

福岡運輸支局長



公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本抛の位置を有し、第62条に規定する継続検査を受検できない自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成29年7月5日から同年8月4日までのものは、平成29年8月5日をもって満了するものとする。

記

日田市、中津市

平成29年7月7日

九州運輸局

大分運輸支局長

